

食品安全情報（化学物質） No. 15/ 2011（2011. 07. 27）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 第 34 回コーデックス総会の結果についての記者発表

[【EC】](#)

1. 国内環境の消費者製品中の難燃剤についての研究
2. 食品獣医局（FVO）視察報告書：ブラジル 生きた動物と動物製品の、動物用医薬品のコントロールを含む残留物質や汚染物質のモニタリング
3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. ヒツジとシカのレバーの高濃度ダイオキシンとダイオキシン様 PCB に関する公衆衛生上のリスクについての科学的意見
2. EFSA の意見募集：科学委員会は毒性学的懸念の閾値について評価
3. 健康強調表示の立証に関する科学的意見
4. 経皮吸収に関するガイドライン改訂の科学的根拠に関する意見
5. 食品と接触する物質として使用される物質の安全性評価
6. 香料グループ評価
7. 甘草根の抽出物 ‘Glavonoid®’ の新規食品としての安全性に関する科学的意見

[【FSA】](#)

1. 国民意識調査結果発表
2. 科学に対する一般助言委員会の年次報告書 2010/11
3. ステビオール配糖体について更新
4. 新規食品の申請についての意見募集

[【DWI】](#)

1. WHO 飲料水質ガイドライン第 4 版

[【BfR】](#)

1. 食品や飼料、家畜などと接触する物質や道具はどのくらい安全か

[【RIVM】](#)

1. 地表水中イミダクロプリドのヒト健康リスク評価

[【FDA】](#)

1. 一般向け通知：“Slim Forte 痩身カプセル” と “Slim Forte ダブルパワー痩身カプセル”には表示されていない薬物成分が含まれる
2. FDA は健康アプリのガイドラインを提案
3. FDA と連邦関連機関は食品緊急事態対応ツールを開発
4. FDA 警告文書

[【NTP】](#)

1. NTP ニュース更新

[【EPA】](#)

1. EPA は公衆衛生保護のための重要な科学的データベースを強化

[【CPSC】](#)

1. CPSC は子ども用製品の鉛含量に新しい、より低い規制値を発表

[【FSANZ】](#)

1. 薬物を含むコーヒー製品についての消費者警告
2. 肉についての原産国表示拡大提案にパブリックコメント募集
3. 食品基準通知

【TGA】

1. 安全性助言：OxyELITE Pro カプセル

【NZFSA】

1. 日本から輸入される食品の検査結果

【香港政府ニュース】

1. 健康製品に警告

【CFS】

1. 日本産食品のサーベイランス更新

【AVA】

1. フタル酸汚染のため輸入停止やリコールされた製品（2011年7月22日現在）

【HSA】

1. HSA の消費者向けガイドシリーズ：健康サプリメント宣伝の誤解を招くまたは誇張された主張についてさらに学ぶ
2. インターネットで健康製品を購入することの危険性
3. 漢方薬の賢明で安全な使用

【その他】

(EurekAlert) タラの誤表示は英国よりアイルランドが4倍多い

● 世界保健機関 (WHO : World Health Organization) <http://www.who.int/en/>

1. 第34回コーデックス総会の結果についての記者発表

Note to the press issued by WHO on the outcome of the 34th Codex Alimentarius Commission

ftp://ftp.fao.org/codex/CAC/cac34/Codex_note_EN.pdf

2011年7月4～9日ジュネーブにて第34回コーデックス総会が開催され、30以上の議題について議論された。採択された議題は主に次の通り。

遺伝子組換え生物を含む最近のバイオテクノロジー由来食品の表示については各国政府が自由に決定でき、貿易上の問題を避けるために表示はコーデックス委員会の承認文に準拠する必要があるとしている。さらに、動物やヒトでの抗生物質耐性の拡大リスクの低減を目的とした抗生物質等の使用に関するガイドライン、鶏肉のカンピロバクターとサルモネラのコントロールガイドラインを採択した。一部の国でブタやウシの成長促進用として使用されるラクトパミンの残留基準については、使用していない国の同意が得られず、本総会では合意に至らなかった。

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 国内環境の消費者製品中の難燃剤についての研究

Study on flame retardant substances in consumer products in domestic environments

http://ec.europa.eu/consumers/safety/news/flame_retardant_substances_study_en.htm

EU では、何年もの間、防火が深刻な社会的及び政治的な懸念として問題にされてきた。その問題に対し各加盟国では、難燃剤を導入する国もあれば、逆にネガティブな印象への懸念から難燃剤の使用を控える国もあるなど、様々な取り組みが行われてきた。このような状況を受けて、難燃剤に関するこれまでの知見を検討するため「消費者製品中の難燃剤についてのデータの特定及び評価」が実施された。

*EU による研究の最終報告書 (PDF 402 ページ) :

http://ec.europa.eu/consumers/safety/news/flame_retardant_substances_study_en.pdf

本研究では、消費者製品に使用される各種難燃剤 42 物質について検討した。そのうち 9 物質については既存化学物質規制による消費者へのリスク評価が、8 物質については環境リスク評価がすでに存在していた。また 10 物質については英国による評価が存在した。

消費者へのリスク評価において、ヒトが暴露する 32 の難燃剤のうち毒性的データ (急性、慢性、生殖又は発達毒性) が入手できたのは 16 物質であった。そのうち 8 物質については他の物質のデータから読み取り、8 物質についてはデータがない又は不十分だった。従って評価できたのは 24 物質であった。環境リスク評価では、20 の難燃剤が評価候補として特定されたが、使用量のデータが不足しておりリスク評価は実施できなかった。

既存データをもとに本研究で検討した結果として、42 物質のうち 6 物質はリスク管理措置の必要はない、3 物質もリスク管理措置は必要ないが難分解性有機汚染物質 (POP) 等としての懸念がある、10 物質はヒト又は環境へのリスクが特定され、1 物質 (Isodecyl diphenyl phosphate) のみがヒトの健康及び環境へのリスクがあると分類された。残りの 22 物質はデータが不足しており評価できなかった。また、厳格な難燃性基準と火事による死亡の減少との関連は確認できなかった。

2. 食品獣医局 (FVO) 視察報告書 : ブラジル 生きた動物と動物製品の、動物用医薬品のコントロールを含む残留物質や汚染物質のモニタリング

BR Brazil - The monitoring of residues and contaminants in live animals and animal products, including controls on veterinary medicinal products

http://ec.europa.eu/food/fvo/ir_search_en.cfm?styp=insp_nbr&showResults=Y&REP_INSPECTION_REF=2011-8862

2011 年 2 月 21 日～3 月 2 日に食品獣医局 (FVO) が視察を行った。

FVO は 2008 年 3 月にブラジルで残留に関する視察を実施したが、それ以降 RASFF に

はブラジルからの輸入品について残留動物用医薬品に関する 31 の通知があり、そのうち 25 件が牛肉製品のイベルメクチン、1 件がコンビーフのアバメクチン、3 件が牛内臓のニトロフラゾン、1 件が家禽のスルファキノキサリン、1 件がポークケーシングのジヒドロストレプトマイシンとマルボフロキサシンだった。

視察の結果、EU 指令に則ったモニタリング計画はあるが必ずしも現場の使用状況に即していない、EU へ輸出される豚肉はラクトパミンフリーの必要があるが徹底されていない、分析が不適切である、検査計画を発表しているのに検査対象になっていない薬物を事業者が違法に使う結果になっていることなどを指摘した。さらに、いくつか改善のための助言を行った。

3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2011 年第 28 週～第 29 週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

警報通知 (Alert Notifications)

イタリア産プラスチックスプーンからのホルムアルデヒドの溶出 (22.6(単位無し))、オランダ産メラミンスプーンからのホルムアルデヒド (137、65、83、82 mg/kg) とメラミン (92.9、>69、>70.5 mg/kg) の溶出、モロッコ産スパイシーサーディンのカドミウム (0.104、0.128 mg/kg)、ポーランド産トウモロコシスナックのデオキシニバレノール (1090 µg/kg)、米国産食品サプリメントの亜鉛 (453、227.9 mg/個)、米国産食品サプリメントのカフェイン (360 mg/個)、インド産カビの生えた米粉のアフラトキシン (B₁=155.3 µg/kg)、英国産チルドイガイの下痢性貝毒 (186 µg/kg)、パキスタン産原料オランダ製造小麦繊維のアントラキノン (18 mg/kg)、中国産陶器スープ皿からの鉛の溶出 (5.2、4.1、3.9、6.4 mg/L)、産地不明白ごまのベンゾ (a) ピレン (4.0 µg/kg) と多環芳香族炭化水素 (11.4 µg/kg)、中国産フライ返しからの一級芳香族アミンの溶出 (0.02 mg/dm²)、中国産各種食品サプリメントのシルデナフィシルチオノ類似体とタダラフィルとバルデナフィルなど。

注意喚起情報 (information for attention)

ポーランド産チルドミルクの抗生物質 (ベータラクタム、B₁)、ドミニカ共和国産ココヤムのトリアジメノール (0.23 mg/kg) とテブコナゾール (1.2、1.3 mg/kg)、インドネシア産チルド真空パックマグロの一酸化炭素処理 (170 µg/kg)、スロベニア産原料中国ピーナッツのアフラトキシン (B₁=240、Tot.=240 µg/kg)、トルコ産ペッパーのホルメタネート (0.13 mg/kg)、ベトナム産冷凍ナマズのトリフルラリン (0.023 mg/kg)、レバノン産パーム油のミネラルオイル (90 mg/kg)、トルコ産 ajvar ソースの DINP 溶出 (0.57%) など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

オランダ産チルドカレイの未承認ポリリン酸 (2.66、11.09 g/kg)、ルーマニア産飼料用硫酸銅のダイオキシン (1.6、1.87、2.71、1.45、1.24、1.32 pg WHO TEQ/g)、中国産冷凍ティラピア切り身の一酸化炭素処理 (200 µg/kg)、オランダ産チルド海老の安息香酸 (2506 mg/kg) とソルビン酸 (1021 mg/kg)、グアテマラ産ハチミツのメトロニダゾール、中国産乾燥花茶の未承認新規食品センニチコウ、ベトナム産冷凍ナマズのトリフルラリン (0.12 mg/kg)、中国産松の実の味覚障害など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産生鮮ペッパーのクロフェンテジン (0.026 mg/kg)、インド産オクラのメタミドホス (0.032 mg/kg) とアセフェート (0.18 mg/kg)、ブラジル産コンビーフのドラメクチン (133 µg/kg)、トルコ産生鮮ペッパーのホルメタネート (0.166 mg/kg)、ブラジル産缶詰肉のイベルメクチン (37 µg/kg)、インド産オクラのジアフェンチウロン (0.14 mg/kg)、モルジブ産チルドマグロのヒスタミン (1099、34.6、26.7、240、72、51.5、546、216、60、57.4、1270、463、335、265、324、44.1、120、595、200 mg/kg)、中国産冷凍イチゴのプロシミドン (0.11 mg/kg)、中国産スチールピザカッターからのクロムの溶出 (2.6 mg/kg) など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. ヒツジとシカのレバーの高濃度ダイオキシンとダイオキシン様 PCB に関する公衆衛生上のリスクについての科学的意見

Scientific Opinion on the risk to public health related to the presence of high levels of dioxins and dioxin-like PCBs in liver from sheep and deer

EFSA Journal 2011;9(7):2297 [71 pp.] 19 July 2011

http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2297.htm?WT.mc_id=EFSAHL01&emt=1

CONTAM パネル (フードチェーンにおける汚染物質に関する科学パネル) は、欧州 8ヶ国から提出された 332 のヒツジレバー、175 のヒツジ肉、9 のシカレバーのダイオキシン及び PCB のデータから (データの 60%以上はドイツから提出された)、成人及び子どもの暴露量を推定した。ヒツジレバーを定期的に摂取すると、成人ではダイオキシン及びダイオキシン様 PCB のバックグラウンド暴露量の中央値から約 20%の増加になる。一回ごとでは、ヒツジレバーを食べると耐容週間摂取量 (TWI) を超過する。CONTAM パネルの結論としては、ヒツジレバーを頻繁に摂取することは、特に生殖年齢の女性と子どもにとって、健康上の懸念となる可能性がある (EFSA の「包括的欧州食品摂取量データベース」によると、欧州でヒツジレバーを摂取する人は非常に少なく 3%以下と推定されている)。ヒツジ

レバーの摂取による非ダイオキシン様 PCB については、食事からの総摂取量に意味のある増加とはならない。パネルは、ヒツジレバーがウシよりダイオキシンやダイオキシン様 PCB 濃度が高い理由としては CYP1A 酵素活性の低さが理由であるかもしれないとしている。シカレバーについてはデータが少ないため評価できないが、ダイオキシン及びダイオキシン様濃度は一般的にヒツジレバーよりも高いとされるため、シカレバーを頻繁に摂取する人は健康上の懸念となる可能性がある。

2. EFSA の意見募集：科学委員会は毒性学的懸念の閾値について評価

EFSA public consultation: The Scientific Committee evaluates the Threshold of Toxicological Concern approach

12 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/110712a.htm>

EFSA は、食品や飼料中物質への低濃度暴露による健康リスクについての定性的評価や科学的助言に毒性学的懸念の閾値 (TTC) アプローチを使用することについての妥当性や信頼性を評価した意見案に対するパブリックコメントを募集する。

EFSA の科学委員会は、TTC アプローチは定性的リスク評価のみならず化学物質の安全性評価についての優先順位付けにも有用であり、限られた資源を効果的に使うことや不必要な動物実験の削減につながるなどの結論を出している。

TTC アプローチは、低濃度で存在する物質のリスクを定性的に評価し、総合リスク評価が必要かを決定するための初期評価に利用することができる。もし物質の化学構造がわかっている場合には、その健康リスクはヒトの暴露閾値 (TTC values) にもとづき評価することができる。暴露閾値は既存の毒性データをもとに類似の化学構造をもち毒性がありそのような物質について設定されている。保守的なアプローチを用いて、化学構造を、毒性が低い、中程度、高いという 3 つのクラス (Cramer Class I~III) に分類している。物質は、適切な暴露閾値と信頼できるヒト暴露データとの比較により評価され、もしヒトの暴露量が暴露閾値よりも低ければ、有害影響は非常に低いと見なされる。

本意見は、EFSA が使用するリスク評価アプローチを確かなものにするため、新しいリスク評価方法を評価するための取り組みの一環である。この意見案に対するパブリックコメントを 2011 年 9 月 15 日まで募集し、2011 年末頃に最終案を公表する予定である。

意見案

Public consultation on draft opinion on “Exploring options for providing preliminary advice about possible human health risks based on the concept of Threshold of Toxicological Concern (TTC)”

<http://www.efsa.europa.eu/en/consultations/call/110712a.htm>

EFSA の科学委員会は TTC アプローチに関する公表論文を検討し、TTC アプローチは定性的リスク評価のみならず化学物質の安全性評価についての優先順位付けにも有用であり、

限られた資源を効果的に使うことや不必要な動物実験の削減につながると結論した。さらに委員会は、EFSA の評価に用いるにあたり、次に示す用量はヒトの暴露閾値として十分に保守的であると結論した。

- 遺伝毒性の構造アラートのある物質：0.15 µg/人/日
- 抗コリンエステラーゼ活性のある有機リンとカルバメート：18 µg/人/日
- Cramer Class III と Class II の物質：90 µg/人/日
- Cramer Class I の物質：1800 µg/人/日

ただし記述する際には、0.0025、0.3、1.5 および 30 µg/kg 体重/日のようにすべきである。6 ヶ月以内の乳児についてはケースバイケースで検討する必要がある。TTC が適用できないものとしては、無機化合物、金属、ポリマー、生物濃縮する物質、タンパク質、内分泌作用のあるもの、強力な発がん物質（アフラトキシン、アゾキシ化合物、N-ニトロソ化合物など 0.15 µg/日でも生涯発がんリスクの上限が 100 万分の 1 以上になるもの）、消化管に局所作用のあるもの、ナノ物質、放射活性物質、必須元素などである。

*参考：Cramer Class I~III

Class I：単純な化学構造であり、効率よく代謝されて低い経口毒性を示す物質

Class II：Class I ほど無害性は低くない構造をもつが、Class III のような毒性を示す特異構造をもたない物質

Class III：最初に安全であるとは強く推定されない又は確かな毒性を示唆する化学構造か官能基をもつ物質

3. 健康強調表示の立証に関する科学的意見

- ・ L-チロシンが正常なドーパミン合成に寄与することに関連する健康強調表示の立証に関する科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to L-tyrosine and contribution to normal synthesis of dopamine pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2011;9(7):2290 [7 pp.] 20 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2290.htm>

NDA パネル（食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル）は、L-チロシンが正常なドーパミン合成に寄与することに関連する健康強調表示の立証に関する科学的意見を要請された。パネルによる結論は次の通りである。L-チロシンはドーパミンを含む全てのカテコールアミン合成の出発点である。適切な食事のタンパク質中 L-チロシン摂取と正常なドーパミン合成との因果関係は確立されている。ただしヨーロッパ人で不足しているという根拠はない。科学的根拠を反映した文言は「L-チロシンは正常なドーパミン合成に寄与する（“L-tyrosine contributes to normal synthesis of dopamine”）」であるとしている。

- ・ コラーゲン加水分解物と関節維持

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to collagen hydrolysate and maintenance of joints pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2011;9(7):2291 [11 pp.] 20 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2291.htm>

NDA パネルは、コラーゲン加水分解物の摂取と関節維持について因果関係は確立されていないと結論した。

- ・ 乳酸菌 LMG P-17224 とサーモフィルス菌 9Y/CSL (LMG P-17225)の組み合わせと「腸内細菌叢に良い影響」

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to a combination of Lactobacillus delbrueckii subsp. bulgaricus AY/CSL (LMG P-17224) and Streptococcus thermophilus 9Y/CSL (LMG P-17225) and “beneficial modulation of intestinal microflora” pursuant to Article 14 of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2011;9(7):2288 [8 pp.] 20 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2288.htm>

NDA パネルは、乳酸菌 LMG P-17224 とサーモフィルス菌 9Y/CSL (LMG P-17225)の組み合わせと「腸内細菌叢に良い影響」について因果関係は確立されていないと結論した。

* 参考：食品の健康強調表示の EU 登録状況

却下されたもの (Rejected health claims)

http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/claims/community_register/rejected_health_claims_en.htm

承認されたもの (Authorised health claims)

http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/claims/community_register/authorised_health_claims_en.htm

- ・ 「澱粉含有食品中の消化の遅い澱粉」と「食後血糖上昇抑制」に関する健康強調表示の立証に関する科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to “slowly digestible starch in starch-containing foods” and “reduction of post-prandial glycaemic responses” pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2011;9(7):2292 [15 pp.] 21 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2292.htm>

NDA パネルは、「消化の速い澱粉 (RDS)」に比べて「消化の遅い澱粉 (SDS)」が食後血糖値上昇を抑制することについては因果関係は確立されていると結論した。条件としては炭水化物の少なくとも 55%が澱粉である穀物製品であり、澱粉の少なくとも 40%は SDS である必要がある。

4. 経皮吸収に関するガイドライン改訂の科学的根拠に関する意見

Scientific Opinion on the Science behind the Revision of the Guidance Document on Dermal Absorption

EFSA Journal 2011;9(7):2294 [73 pp.] 12 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2294.htm>

農薬（PPPs : plant protection products）の経皮吸収に関するガイドライン改訂の科学的根拠に関する意見。

5. 食品と接触する物質として使用される物質の安全性評価

- ・ 食品と接触する物質としての使用に関する 3,4-ジアセトキシ-1-ブテンの安全性評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance, 3,4-diacetoxy-1-butene, CAS No. 18085-02-4, for use in food contact materials

EFSA Journal 2011;9(7):2306 [12 pp.] 20 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2306.htm>

CEF パネル（食品と接触する物質・酵素・香料及び加工助剤に関する科学パネル）は、もし物質の移行限度 0.05 mg/kg food（加水分解物を含む）を超えなければ安全性の懸念はないと結論した。

- ・ 食品と接触する物質の製造に使用されるリサイクル PET の機械的リサイクル工程の安全性を評価するための基準についての科学的意見

Scientific Opinion on the criteria to be used for safety evaluation of a mechanical recycling process to produce recycled PET intended to be used for manufacture of materials and articles in contact with food

EFSA Journal 2011;9(7):2184 [25 pp.] 20 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2184.htm>

CEF パネルは次のように結論した。使用済み製品に 3 mg/kg PET の用量で含まれる代用汚染物質が、リサイクルにより減少した結果で指標値を下回っていれば安全上の懸念はないと判断する。ただしリサイクル原料となる PET のうち食品用でないものは 5%以下であるべきである。

- ・ 亜リン酸、2,4-ビス(1,1-ジメチルプロピル)フェニルおよび 4-(1,1-ジメチルプロピル)フェニルトリエステル混合、の食品と接触する物質としての使用の安全性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance, phosphorous acid, mixed 2,4-bis(1,1-dimethylpropyl)phenyl and 4-(1,1-dimethylpropyl)phenyl triesters, CAS No.

939402-02-5, for use in food contact materials

EFSA Journal 2011;9(7):2305 [14 pp.] 21 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2305.htm>

CEF パネルは、食品への移行が 5 mg/kg food を超過しない場合は安全上の懸念はないと結論した。ただし、加水分解物 2,4-di-t-アミルフェノールについては、移行が 0.05 mg/kg food を超えない必要がある。

6. 香料グループ評価

- ・ 香料グループ評価 20 改訂 3 (FGE.20Rev3):化学グループ 23 と 30 のベンジルアルコール、ベンズアルデヒド、関連アセタール、安息香酸及び関連エステル

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 20, Revision 3(FGE.20Rev3): Benzyl alcohols, benzaldehydes, a related acetal, benzoic acids, and related esters from chemical groups 23 and 30

EFSA Journal 2011; 9(7):2176 [136 pp.] 12 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2176.htm>

CEF パネル（食品と接触する物質・酵素・香料及び加工助剤に関する科学パネル）は 41 物質について評価した。全て MSDI (Maximised Survey-derived Daily Intakes) アプローチによる推定摂取量では安全上の懸念はないとしている。

- ・ 香料グループ評価 300(FGE.300):化学グループ 33 の脂環式アミド 1 つ

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 300 (FGE.300): One cyclo-aliphatic amide from chemical group 33

EFSA Journal 2011; 9(7):2180 [31 pp.] 18 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2180.htm>

CEF パネルは、NOAEL を設定できるような毒性試験がなく、追加データが必要と結論した。

- ・ 香料グループ評価 309(FGE.309): 二酢酸ナトリウム

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 309 (FGE.309: Sodium Diacetate
EFSA Panel on Food Contact Materials, Enzymes, Flavourings and Processing Aids (CEF)

EFSA Journal 2011; 9(7):2163 [20 pp.] 15 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2163.htm>

CEF パネルは、香料としての現在の摂取量で安全上の懸念はないと結論した。

- ・ 香料グループ評価 10 改訂 2 (FGE.10Rev2):化学グループ 9、13、30 の、追加の酸素含有官能基とラクトンを含む脂肪族一級及び二級飽和及び不飽和アルコール・アルデヒ

ド・アセタール・カルボン酸・エステル

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 10, Revision 2 (FGE.10Rev2): Aliphatic primary and secondary saturated and unsaturated alcohols, aldehydes, acetals, carboxylic acids and esters containing an additional oxygenated functional group and lactones from chemical groups 9, 13 and 30

EFSA Journal 2011; 9(7):2164 [126 pp.] 15 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2164.htm>

CEF パネルは 61 物質について評価し、MSDI アプローチによる推定摂取量では安全上の懸念はないとしている。規格については、4 物質が情報不足であるとしている。

7. 甘草根の抽出物‘Glavonoid®’の新規食品としての安全性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety of ‘Glavonoid®’, an extract derived from the roots or rootstock of *Glycyrrhiza glabra* L., as a Novel Food ingredient

EFSA Journal 2011;9(7):2287 [27 pp.] 21 July 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2287.htm>

NDA パネルは、甘草 (*Glycyrrhiza glabra* L.) 根の抽出物 ‘Glavonoid®’ の新規食品としての安全性に関する科学的意見を要請された。申請者は Glavonoid を一般成人向けに最大 300 mg/日の用量で、サプリメント、フルーツジュース、ヨーグルト及びヨーグルトドリンクの原料として販売する予定である。パネルは、Glavonoid の新規食品成分としての取り扱いについて、一般人に対して最大 120 mg/日までは安全であるが、妊娠や授乳中の女性に対する安全性は確立されていないと結論した。

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 国民意識調査結果発表

Public attitudes survey published

Wednesday 20 July 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/jul/tracker>

国民の意識に関する年 2 回の定期調査の最新結果を発表した。回答者は 2,078 人である。

FSA の認知度は、2010 年 11 月 (前回の調査) が 79%だったのに対して 2011 年 5 月は 83%と増加した。FSA の働きを信頼できるとの回答者は 66%であった。食品の安全性に関する懸念は他の項目 (価格 61%、塩分 50%、脂肪 44%、食品廃棄 44%) より少なかった。外食や購入する店の衛生基準を知っていると答えた回答者は 82%で、前回の調査と同程度であった。その根拠は、店の様子 (68%)、店員の身だしなみ (55%) 及び評判 (46%) であった。

2. 科学に対する一般助言委員会の年次報告書 2010/11

General Advisory Committee on Science annual report 2010/11

Wednesday 13 July 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/jul/gacsannualreport>

科学に対する一般助言委員会（GACS : General Advisory Committee on Science）は、2007年12月にFSAによって設立され、FSAの管理及び科学の利用状況について独立的な助言をする委員会である。

今回の報告書（2010年4月1日～2011年3月31日対象）の主な内容は次の通り。

- ・ FSAが発行した「Science and Evidence Strategy 2010–15」の更新に関する助言
- ・ 科学データ、業界やNGOの提供資金をいつどのように活用するかについてのFSAの枠組みの作成
- ・ 科学諮問委員会（scientific advisory committees）と他の独立的専門家とのコミュニケーションの改善

また、報告書ではFSAがこれまで取り組んできた分野や今後優先的に取り組むべき分野についても指摘している。

* GACS Third Annual Report 2010-11

<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/publication/gacsannual2011.pdf>

主要な事例として、FSAによる有機農産物には栄養上のメリットはないというレビュー結果に対してNGOのSoil Association (SA) と Organic Trade Board (OTB)が異議申し立てを行ったためGACSが専門委員会を設立してFSAのレビューの依頼からコミュニケーションまでの全体を検討した。結果的にSAとOTBの主張のほとんどは賛同できるものではなく、FSAのレビューそのものは質の高いものであった。

3. ステビオール配糖体について更新

Update on steviol glycosides

Monday 18 July 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/jul/steviolglycosides>

FSAはステビオール配糖体についての更新を公表した。

EUがステビオール配糖体を食品添加物として認めるかどうか検討していたが、今月初めの加盟国の投票で認可賛成が多数であった。この提案は、欧州理事会と欧州議会で今後3ヶ月精査され、年末までにはEUでの使用が認可される予定である。

EFSAは、2010年にステビオール配糖体の安全性を確認し許容1日摂取量（ADI）を設定したが、ADIを超える可能性について懸念されていた。英国及び他のEU加盟国ではステビオール配糖体の使用は認可されていないが、EFSAがADIを設定したことにより、ステビオール配糖体の使用やADIを超えないための使用量について議論されるようになった。

EU法でステビオール配糖体が認可されれば、英国でも速やかに適用する予定である。そ

の時までは、ステビオール配糖体の食品への使用はできない。

*詳細 : Steviol glycosides

<http://www.food.gov.uk/safereating/chemsafe/additivesbranch/sweeteners/stevia>

4. 新規食品の申請についての意見募集

- ・ タキシフォリンに意見募集

Views wanted on taxifolin

Friday 15 July 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/jul/taxifolin>

ロシアの企業から新規食品としての認可申請があったタキシフォリンについて、新規食品加工諮問委員会 (ACNFP : Advisory Committee on Novel Foods and Processes) が意見案を作成した。これについて 7 月 25 日まで意見を募集する。

- ・ 修飾澱粉成分について意見募集

Views sought on modified starch ingredient

Friday 15 July 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/jul/pdp>

米国の企業から新規食品としてリン酸モノエステル化リン酸架橋デンプンの認可申請があり、ACNFP が意見案を作成した。これについて 7 月 25 日まで意見を募集する。

● 英国飲料水観察局 (DWI : Drinking Water Inspectorate)

<http://dwi.defra.gov.uk/index.htm>

1. WHO –飲料水質ガイドライン第4版

WORLD HEALTH ORGANISATION - GUIDELINES FOR DRINKING WATER QUALITY – 4TH EDITION

15 July 2011

<http://dwi.defra.gov.uk/stakeholders/guidance-and-codes-of-practice/WHO-guidelines.pdf>

WHO が飲料水質ガイドライン第4版を 2011 年 7 月 4 日に発行した。DWI (Drinking Water Inspectorate) は WHO の水の安全性計画アプローチを全面的に支持する。DWI は地方当局に対して WHO ガイドラインを完全に理解するよう助言する。

*WHO 飲料水質ガイドライン第4版 : Guidelines for drinking-water quality, fourth edition (World Health Organization 2011)

http://www.who.int/water_sanitation_health/publications/2011/dwq_guidelines/en/in

[dex.html](#)

-
- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 食品や飼料、家畜などと接触する物質や道具はどのくらい安全か

How safe are materials and items which come into contact with foods, feeds and food-supplying animals?

22.07.2011

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2011/24/how_safe_are_materials_and_items_which_come_into_contact_with_foods_feeds_and_food_supplying_animals_-106178.html

食品と接触する物質は特定の安全性基準に合致していなければならない。消費者の健康に悪影響を与えるような物質が食品に移行してはならない。飼料に関してはそのような特別な規制は存在しない。7月に開催されたセミナー「フードチェーンにおける接触する物質」では、専門家約50人が、飼料の貯蔵や加工工程で飼料に移行し、さらに飼料から動物へ移行する物質について、その動物由来製品の摂取がヒト健康リスクとなりうるかについて検討した。

-
- オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所 : National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 地表水中イミダクロプリドのヒト健康リスク評価

Human health risk assessment for imidacloprid in surface water

2011-07-13

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/601712008.html>

RIVM は、地表水中イミダクロプリドによるヒト健康へのリスク評価を行った。イミダクロプリドは、オランダの水質基準を上回って検出されている殺虫剤である。ヒトは、飲料水、魚や水泳を介してイミダクロプリドに暴露する。暴露量と ADI とを比較したところ、観察された濃度で魚や飲料水からの摂取によるヒト健康へのリスクはないと考えられた。

(本文はオランダ語)

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. 一般向け通知 : "Slim Forte 痩身カプセル" と "Slim Forte ダブルパワー痩身カプセル"には表示されていない薬物成分が含まれる

Public Notification: "Slim Forte Slimming Capsule" and "Slim Forte Double Power Slimming Capsules" Contain Undeclared Drug Ingredient

July 8, 2011

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm262278.htm>

FDA は、LA Beauty Store 社が販売している痩身用製品 "Slim Forte 痩身カプセル" 及び "Slim Forte ダブルパワー痩身カプセル" からシブトラミンを検出したため、購入や使用しないよう助言する。

2. FDA は健康アプリのガイドラインを提案

FDA Proposes Health 'App' Guidelines

July 19, 2011

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm263332.htm>

医薬品の影響や健康上の質問などに答えるスマートフォン用アプリケーションが多数存在する。FDA はそれらのアプリのうち意図したように使用されない場合に患者へリスクとなるようなものについてガイドラインを提案する。

* Draft Guidance for Industry and Food and Drug Administration Staff; Availability: Mobile Medical Applications

<http://www.regulations.gov/#!/documentDetail;D=FDA-2011-D-0530-0001>

3. FDA と連邦関連機関は食品緊急事態対応ツールを開発

FDA, federal partners develop tools for food-emergency readiness

July 20, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm263861.htm>

食品関連の緊急事態対応には *FREE-B* が役立つ

FDA 及び連邦政府のパートナーは、食品緊急事態対応ツール (FREE-B : Food Related Emergency Exercise Boxed) を公表した。このウェブツールは、政府関係者、公衆衛生管理者、食品業者にとって、非意図的な汚染 (例 : E. coli O157:H7) による健康被害などの緊急事態への対応の助けとなるシナリオ集である。FREE-B は、5つのシナリオでどう対応するかを示している。これらのシナリオを通じて、関係者は次のことができるようになる。

- ・ ヒトの安全を脅かす深刻な食品緊急事態に直面した場合に如何に取り組むかを学ぶことによりプロフェッショナルな技術を培う。
- ・ 食品汚染事故への効果的な取り組みの準備態勢を評価する
- ・ パートナーとの役割や相互的な交流を明確にする。
- ・ 連邦政府、州政府、地方局及び業界の目的や目標を理解し、食品汚染シナリオに対し各々がどのように役割を果たせるのかを理解する。
- ・ 意図的又は非意図的な事案により生じた緊急事態を修正するために、適切でタイムリーに効果的な措置をとる。

* FREE-B

<http://www.fda.gov/Food/FoodDefense/Training/ucm216741.htm>

4. FDA 警告文書

- Sogo Foods Inc. 7/6/11

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm262224.htm>

オーガニック甘味付豆乳飲料と Plain Pressed 豆腐について、表示が基準違反である。例えば、「高タンパク質」と表示するには通常の 1 食分で 1 日摂取量の 20%以上のタンパク質を摂取できる必要があるが、実際は 14%しか摂取できないなどである。他に不衛生な製造条件なども指摘されている。

- Premium Gold Flax Products & Processing Inc. 7/1/11

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm262188.htm>

ウェブサイトでの宣伝内容から、がんや糖尿病に効くと宣伝している亜麻仁製品は未承認医薬品とみなされる。

- Cytosport Inc 6/29/11

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm261684.htm>

“Chocolate Muscle Milk Protein Nutrition Shake” (14 fl. oz.)、 “Vanilla Crème Muscle Milk Light Nutritional Shake” (4-8.25 oz. servings) 及び “Chocolate Peanut Caramel Muscle Milk” (5.57 oz.) の表示についてレビューした。当該製品は、Milk と称しているが乳は含まれていない、「ヘルシー」と表示されているが定義を満たしていない、「0g トランス脂肪」と表示しているが飽和脂肪を基準値以上含むことについての表示がないなどが指摘された。

- BioSan Laboratories, Inc. 6/17/11

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm262443.htm>

ダイエットサプリメントの製造は cGMP 規則に従う必要があるが、検査により cGMP に準拠していないことが確認された。製品名は、One Daily Women Over 40、Adrenal

Response、MegaFlora 及び Adrenal Refresh 等である。

- 米国 NTP (National Toxicology Program、米国国家毒性プログラム)

<http://ntp.niehs.nih.gov/>

1. NTP ニュース更新

NTP News Update

July 2011

http://ntp.niehs.nih.gov/Ntp/PressCtr/NTP_News/2011/Update_July2011.pdf

NTP が発行しているニュースの PDF ファイル。

ニュースの主な内容としては、葉酸過剰摂取に関するワークショップの開催、人工ナノ物質の安全性試験の実施、アロエベラ抽出物に関する NTP ピアレビューパネルのコメントなどを紹介している。

NTP はアロエベラのラット及びマウスにおける 2 年間飲水投与試験に関するテクニカルレポートを公表した。この結果に対する NTP ピアレビューパネルによるアロエベラ抽出物についての評価は、「火傷治療用のアロエは使用をやめる必要がないが、飲料や濃縮物やサプリメントなどの食用アロエについては再考の時期である」というものであった。これは、ラットにおいて大腸に明確な発がん性があるとされたためである。

- 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <http://www.epa.gov/>

1. EPA は公衆衛生保護のための重要な科学的データベースを強化

EPA Strengthens Key Scientific Database to Protect Public Health

07/12/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/48f0fa7dd51f9e9885257359003f5342/a3fcd60838197067852578cb00666c4d!OpenDocument>

EPA は、IRIS (Integrated Risk Information System) の改良計画を発表した。IRIS は政策決定者が参考にする科学にもとづいた質の高いヒト健康評価のための公開データベースである。文書の提示方法をよりわかりやすくする。

* Integrated Risk Information System (IRIS)

<http://www.epa.gov/iris/>

● 米国消費者製品安全委員会(CPSC : Consumer Product Safety Commission)

<http://www.cpsc.gov/>

1. CPSC は子ども用製品の鉛含量に新しい、より低い規制値を発表

CPSC Announces New, Lower Limit for Lead Content in Children's Products

July 15, 2011

<http://www.cpsc.gov/cpscpub/prerel/prhtml11/11278.html>

CPSC は、12 歳以下の子ども用製品の鉛含量の基準について、2009 年 2 月に 600 ppm、2009 年 8 月 14 日に 300 ppm と段階的に引き下げてきたが、最終的に 100 ppm を設定した。2011 年 8 月 14 日以降、子ども製品の輸入業者や小売業者は新しい規制値 100 ppm に従わなければならない。この基準値は子どもが触れることのできない内部部品やコネクタやプラグなどのある種の電子部品には適用されない。子ども製品に設定した鉛含量基準と塗料や表面コーティングの基準は異なる。塗料や表面コーティングについては 0.009% が規制値であり、2009 年 8 月 14 日より設定されている。

● オーストラリア・ニュージーランド食品基準局

(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 薬物を含むコーヒー製品についての消費者警告

Consumer warning on coffee products containing drugs

18 July 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/consumerwarningoncof5218.cfm>

FSANZ は消費者に対し、バイアグラの類似体を含む可能性のある性機能増強用を謳う食品を摂取しないよう警告する。政府機関の検査により、コーヒー製品 'Sexpresso' と 'Rock Hard' からシルデナフィル類似体が検出された。

2. 肉についての原産国表示拡大提案にパブリックコメント募集

Proposal to extend country of origin labelling for meat released for public comment

18 July 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/newsroom/mediareleases/mediareleases2011/proposaltoextendcoun5217.cfm>

現在、肉を含むすべての包装済み食品には原産国表示が求められているが、包装されていない製品には一部（豚肉、魚、野菜、果物）しか要求されていない。包装されていない牛肉、羊肉、鶏肉にも原産国表示を求める提案について 2011 年 8 月 29 日までパブリックコメントを募集する。

* P1011 - Country of Origin labelling – Unpackaged Meat Products

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/proposals/proposalp1011country4791.cfm>

3. 食品基準通知

Food Standards Notification Circular

18 July 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/notificationcircularchangingthecode/notificationcircular5216.cfm>

意見募集

加工助剤としてのエンドプロテアーゼに関する規制案について
原産国表示（未包装肉）に関する規制案について

改正

食品添加物としてのリグノスルホン酸カルシウム
ステビオール配糖体：許可使用基準の増加
除草剤耐容食品：高オレイン酸大豆系 MON87705 など。

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性助言 : OxyELITE Pro カプセル

OxyELITE Pro capsules (often promoted as Oxy Elite Pro capsules)

8 July 2011

<http://www.tga.gov.au/safety/alerts-medicine-oxyelite-110708.htm>

インターネットや小売店で痩身用と宣伝されている「OxyELITE Pro カプセル」について、TGA の検査でヨヒンビンが検出されたため消費者は注意するよう助言する。写真は本ウェブサイトを参照。

● ニュージーランド食品安全局 (NZFSA : New Zealand Food Safety Authority)

<http://www.nzfsa.govt.nz/>

1. 日本から輸入される食品の検査結果

Test results from Japanese food imports

11 July 2011

<http://foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/japanese-earthquake/test-result-japanese-food-imports.htm>

MAF は日本からニュージーランドに輸入される食品の安全性確保のため、3月11日の地震後の日本の事態を継続的に監視している。国立放射線研究所が、日本の影響のある県から輸出された食品についてターゲット検査を行っている。

検査結果

7月11時点で、日本の特定の県からの輸入17製品を検査した。これらはいずれも安全であると判定され、販売が認められた。判定基準はコーデックスの、セシウム137と134の合計で1000 Bq/kg以下、I-131は100 Bq/kg以下とした。

これまで検査された商品は、千葉県産厚揚げ、茨城県産わさび、栃木県産ガリ、茨城県産豆腐・イカ・イワシ、茨城県産わさび、長野産キノコ、群馬産ナスの漬け物、静岡産緑茶、長野産大豆味噌、宮城産大豆味噌、茨城産海藻、宮城産漬け物、長野産大豆味噌等である。全てバックグラウンドレベル（通常2 Bq/kg以下）で問題はなかった。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 健康製品に警告

Alert issued on health product

July 14, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/07/20110714_194024.shtml

米国産の Doctor's Choice Evening Primrose Oil ソフトカプセルに可塑剤が含まれるため、消費者は摂取をやめるよう警告する。当該製品からは、DEHP と DBP が検出された。

http://www.cfs.gov.hk/english/press/2011_07_14_1_e.html

DEHP 2.5 ppm (アクションレベル 1.5 ppm)

DBP 0.86 ppm (アクションレベル 0.3 ppm)

*参考：可塑剤についてのこれまでの検査結果は以下 (PDF 202 ページ)

http://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/files/Plasticisers/Test_Results_of_Plasticisers.pdf

検出されなかったものも写真付きで掲載されている。

-
- 香港食品安全センター (Centre for Food Safety)

<http://www.cfs.gov.hk/eindex.html>

1. 日本産食品のサーベイランス更新

Daily situation update of food surveillance on food imported from Japan

(As of 14 July 2011 12 noon)

http://www.cfs.gov.hk/english/programme/programme_rafs/files/Nuclear_Event/Daily_Update_of_Japan_14_07_2011.pdf

2011年3月12日より、日本から輸入された生鮮食品について段階的に放射線検査を実施している。4月1日以降、結果は全て低い値で、指標とするコーデックスガイドライン値を超える検体は確認されていない。7月14日正午現在で、検査総数 28,596 件、不合格 3 件(3月のもののみ)である。

-
- シンガポール農畜産食品局 (AVA : Agri-Food Veterinary Authority of Singapore)

<http://www.ava.gov.sg/>

1. フタル酸汚染のため輸入停止やリコールされた製品 (2011年7月22日現在)

Products suspended from import and recalled from sale due to phthalates contamination (as at 22 July 2011)

Last updated on 25 July 2011

<http://www.ava.gov.sg/STATUSOFPRODUCTSWITHPHTHALATESCONTAMINATION.htm>

製品リストが更新された。

-
- シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority)

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. HSA の消費者向けガイドシリーズ

健康サプリメント宣伝の誤解を招くまたは誇張された表示についてさらに学ぶ

Learn More About Misleading or Exaggerated Claims in Health Supplement Advertisements

14 Jun 2011

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/for_public/consumer_guides/learn_more_about_misleading.html

サプリメントの宣伝に使用されている症例や個人的体験談、医者や科学者（と称する人）の「保証する」という言葉、科学的用語などは必ずしも根拠のあるものではないことに注意すること。

サプリメントを購入するときに何故気をつけなければいけないか？

- ・ 販売前の承認やライセンス制度がない
- ・ 有効性が評価されていない
- ・ 宣伝文句はチェックされていない
- ・ サプリメントに薬効の表示をしてはいけない（実際には表示している製品があり有害となる可能性がある）
- ・ サプリメントの多くは影響がゆっくりでわからない程度である（表示に即効性があると記している製品がある）
- ・ 天然由来で低リスクとされても、100%安全やリスクが無いというわけではない（医薬品との相互作用や過剰摂取により有害となる場合がある）

以下のような言い回しがあったら注意が必要

- ・ 免疫系を強化する
- ・ 脂肪を燃やす、「セルライト」を減らす、速やかに痩せる
- ・ コレステロールを効果的に減らして心疾患を予防する
- ・ 臨床的に証明されている
- ・ 効き目を保証する
- ・ 返金保証
- ・ 100%安全
- ・ 使い始めに副作用があるかもしれませんがそれはあなたの身体が製品に馴染んでくるとなくなります
- ・ 「デトックス」効果
- ・ ストレスを減らす、アンチストレス

2. インターネットで健康製品を購入することの危険性

Dangers of Buying Health Products Over the Internet

14 Jun 2011

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/for_public/consumer_guides/dangers_of_buying.html

WHO によれば、インターネットで販売されている医薬品の 2 つに 1 つは偽物である。2008 年の安全な医薬品入手のための欧州同盟（European Alliance for Access to Safe Medicines）による報告によれば、インターネットで販売されている医薬品の 5 つのうち 3

つは偽物または質が悪いとしている。

HSA はインターネットで医薬品や健康製品を買うのはリスクに見合わないと考える。健康に問題がある場合は医師または薬剤師に相談すること。

3. 漢方薬の賢明で安全な使用

Smart and Safe Use of Chinese Proprietary Medicines

06 Jul 2011

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/for_public/consumer_guides/Smart_and_safe_use_of_CPM.html

漢方薬と西洋薬の併用に注意が必要である。漢方薬については重篤な疾患への使用を宣伝することは法律で禁止されている。理由は重大な疾患は専門的治療を必要とし、漢方薬によるセルフメディケーションには適さないからである。

天然だから安全、漢方薬だから安全といった宣伝には注意すること。漢方の長い歴史が安全性の証明ではないことに注意すること。また、妊娠や授乳中の女性、子ども、高齢者、基礎疾患のある人は特に注意が必要である。

● その他

EurekAlert

1. タラの誤表示は英国よりアイルランドが 4 倍多い

Cod mislabeling 4 times more prevalent in Ireland than UK, study shows

14-Jul-2011

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2011-07/w-cmf071311.php

Fish and Fisheries に発表された論文によれば、英国では 7%、アイルランドでは 28% のタラ製品が間違って表示されている。両国とも、海産物のトレーサビリティ及び表示について EU 政策と同様の管理を行っている。本研究では、アイルランドで販売されたタラ製品 131 検体と英国で販売されたタラ製品 95 検体について DNA 鑑定を実施した。ほとんどの誤表示は安価な種類を高価な種類に表示するというもので、製品としては燻製やパン粉をまぶしたりした加工品が多かった。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室